

東証指数算出要領
(東証グロース市場 250 指数編)

2024 年 1 月 31 日版

株式会社 J P X 総研

2024 年 1 月 31 日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
I. 株価指数概要	4
II. 指数の算出	4
1. 算出式	4
2. 指数種別	5
3. 算出対象の追加・除外	5
III. その他	7
1. 公表、基礎情報の提供	7
2. 利用許諾	7
3. 問い合わせ先	7

変更履歴

公表日	変更内容
2022/4/4	・新設
2023/9/12	・2023年11月6日適用として以下を実施 - 指数名称を「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場 250 指数」に変更 - 「I. 株価指数概要」を修正 - 東証市場区分の見直し(2022年4月4日)に関連する特例的取扱い(段階的ウェイト低減銘柄など)に係る記述を削除
2024/1/31	・「特設注意市場銘柄」の「特別注意銘柄」への呼称変更

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下、「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う東証グロース市場 250 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複写、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、東証グロース市場 250 指数の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、東証グロース市場 250 指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

- ・ 東証グロース市場 250 指数は東証グロース市場指数の算出対象を母集団とし、上場時価総額を基準として J P X 総研が選定した銘柄を算出対象とする時価総額加重型の指数である。
- ・ 東証グロース市場 250 指数のキャップ調整に係るウェイト計算における基準日（以下、「ウェイト基準日」という。）は、毎年 8 月最終営業日とする。
- ・ 基準日は 2003 年 9 月 12 日・基準値は 1,000 である。

II. 指数の算出

1. 算出式

- ・ 東証グロース市場 250 指数は時価総額加重方式により算出される株価指数である。
- ・ 指数の算出式や基準時価総額の修正等については、「指数計算に係る算出要領」に従う。
- ・ 東証グロース市場 250 指数の算出に用いる浮動株比率は、後述のキャップ調整係数考慮後の値を用いる。
- ・ 個別銘柄のウェイト上限は 20% とする。
- ・ キャップ調整に係るウェイト基準日における浮動株時価総額ウェイトが上限を超える銘柄については、10 月最終営業日にキャップ調整係数を設定する。その後に株価の変動等により上限を超える場合も翌年の 10 月最終営業日までキャップ調整係数は変更しないものとする。

2. 指数種別

- ・ 東証グロース市場 250 指数について、それぞれ配当なし株価指数と配当込み株価指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

3. 算出対象の追加・除外

(1) 10月の定期入替

a. 銘柄選定

- ・ 算出対象の定期入替は毎年 1 回（10 月最終営業日）行う。
- ・ 定期入替に係る基準日（以下、「定期入替基準日」という。）及びウェイト基準日は、毎年 8 月最終営業日とし、追加・除外リストを JPX ウェブサイトにて 10 月第 5 営業日に公表する。
- ・ 以下の手順により構成銘柄を決定する。
 - 定期入替基準日時点における東証グロース市場指数の構成銘柄を母集団とする。ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。
 - ◇ 定期入替基準日において、整理銘柄に指定されていること。
 - ◇ 定期入替基準日において、特別注意銘柄に指定されていること。
 - ◇ 定期入替基準日において、上場市場を変更することが公表されていること。
 - ◇ 定期入替基準日において、TOPIX の構成銘柄に含まれていること。
 - 母集団からの除外の条件は、原則として、定期入替基準日から定期入替結果の発表までの間に該当することが判明した銘柄を含む。
 - 基準日における上場時価総額の大きい順に 250 銘柄を構成銘柄として選定する。ただし、母集団の総数が 300 を下回る場合、母集団の総数から 50 を減じた銘柄数を選定する。

b. その他

- ・ 定期入替日の構成銘柄数は、定期入替公表日以降の構成銘柄の整理銘柄指定による非定期の除外又は新規上場等による非定期の追加等によって、「a. 銘柄選定」の 250 銘柄から上下することがある。

(2) 非定期の除外

- ・ 算出対象に上場廃止、整理銘柄への指定、特別注意銘柄への指定、TOPIX への追加があった場合、当該銘柄を除外する。

(3) 非定期の追加

- ・ グロース市場に新規上場した銘柄（テクニカル上場及び TOPIX 構成銘柄を除く）は、新規上場日の翌月最終営業日に追加する。
- ・ グロース市場に市場変更した銘柄（TOPIX 構成銘柄を除く）は、変更日の翌月最終営業日に追加する。
- ・ 東証グロース市場 250 指数の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なくグロース市場に上場する場合には、当該新設会社等を追加する。

（４）選定用データに関する取扱い

- ・ 選定にあたって利用する上場時価総額は、定期入替基準日の東証グロース市場指数の算出に用いた各銘柄の指数用上場株式数に指数採用価格を乗じたものとする。

（５）算出対象の追加及び除外日

		修正を要する事項	修正日
追加		グロース市場への新規上場（テクニカル上場及び TOPIX 構成銘柄を除く）	新規上場日の翌月末（最終営業日）
		東証グロース市場 250 指数の算出対象が株式移転等（注 1）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が東証グロース市場 250 指数の算出対象に追加される場合	新規上場日（注 2）
		東証グロース市場 250 指数の算出対象が、東証グロース市場 250 指数の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社又は完全親会社が東証グロース市場 250 指数に追加される場合	上場廃止日
		毎年 10 月の定期入替	10 月最終営業日
		グロース市場への市場区分の変更（TOPIX 構成銘柄を除く）	変更日の翌月末（最終営業日）
除外	上場廃止	東証グロース市場 250 指数の算出対象が株式移転等（注 1）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が東証グロース市場 250 指数に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日（通例、上場廃止日の 2 営業日後）
		上記以外（合併・株式交換などにより非存続会社となる場合等）	上場廃止日
		毎年 10 月の定期入替	10 月最終営業日
		TOPIX への追加	TOPIX への追加日
		整理銘柄、特別注意銘柄への指定	整理銘柄、特別注意銘柄への指定日（注 3）の 4 営業日後

注 1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注 2：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 3：整理銘柄、特別注意銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

Ⅲ. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

- ・ 東証グロース市場 250 指数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイムで全国の証券会社、報道機関等へ配信している。配当なし株価指数の配信間隔は 15 秒間隔で配信している。配当込み株価指数については終値のみを算出する。

(2) 指数基礎情報

- ・ 東証グロース市場 250 指数に係る日々の指数基礎情報（基準時価総額など）は、「指数基礎情報」において有償による情報提供を行う。

2. 利用許諾

東証グロース市場 250 指数の算出、数値の公表、利用など東証グロース市場 250 指数に関する権利は J P X 総研又は J P X 総研の関連会社が有している。このため、東証グロース市場 250 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す（相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）又はデータ提供する場合など東証グロース市場 250 指数を商業的に利用する場合には、J P X 総研とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

J P X 総研 インデックスビジネス部

E-mail : index@jpx.co.jp

以上